

令和2年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験に出願する場合の免除申請期限

要件	書面による申請期限	インターネットによる申請期間
商学教授・准教授／商学博士の学位を授与された者	令和2年1月20日(月)	—
法学教授・准教授／法学博士の学位を授与された者	令和2年1月20日(月)	—
経済学教授・准教授／経済学博士の学位を授与された者	令和2年1月20日(月)	—
司法試験合格者	令和2年2月6日(木)	令和2年2月3日(月)～令和2年2月14日(金)
旧司法試験第2次試験合格者	令和2年2月6日(木)	令和2年2月3日(月)～令和2年2月14日(金)
税理士となる資格を有する者 (税理士登録を受けている場合)	令和2年2月6日(木)	令和2年2月3日(月)～令和2年2月14日(金)
税理士となる資格を有する者 (税理士登録を受けていない場合)	令和2年1月20日(月)	令和2年2月3日(月)～令和2年2月6日(木)
税理士試験の科目合格者	令和2年2月6日(木)	令和2年2月3日(月)～令和2年2月14日(金)
会計専門職大学院修了者	令和2年2月6日(木)	令和2年2月3日(月)～令和2年2月14日(金)
会計専門職大学院修了見込者	令和2年2月6日(木)	—
金融商品取引法等に規定する上場会社等で 会計等に関する事務に7年以上従事した者	令和2年1月20日(月)	—
不動産鑑定士試験合格者及び 旧不動産鑑定士試験第2次試験合格者	令和2年2月6日(木)	令和2年2月3日(月)～令和2年2月14日(金)
企業会計の基準の設定等の事務に従事した者で 審査会が認定した者	令和2年1月20日(月)	—
監査基準の設定等の事務に従事した者で 審査会が認定した者	令和2年1月20日(月)	—
旧公認会計士試験第2次試験合格者のうち、 免除を受けていた者	令和2年2月6日(木)	—
高等試験本試験合格者	令和2年2月6日(木)	—

※ インターネットにより免除申請を行う場合であっても、免除を受ける資格を有することを証する書面を公認会計士・監査審査会に郵送で提出する必要があります。

※ 書面による申請及びインターネットによる申請のいずれも、郵送による提出書類は、上表記載の日付までに消印処理をされたものが有効となります。